

## 大阪市告示第170号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年2月4日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東淀川スポーツセンター 多目的室	令和8年2月24日（火）	午前9時15分から 午後2時まで 午後6時45分から 午後8時45分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）